

都市農業経営パワーアップ事業推進協議会の設置について

21 産労農振第 1916 号
平成 22 年 4 月 1 日
一部改正 24 産労農振第 152 号
平成 24 年 4 月 27 日
一部改正 25 産労農振第 61 号
平成 25 年 4 月 1 日

第1 設置

都市農業経営パワーアップ事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付 21 産労農振第 1873 号以下「実施要綱」という。）第 8 の 1 に基づき、都市農業経営パワーアップ事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 構成

- (1) 協議会は、別記に掲げる者を委員として構成する。
- (2) 協議会に会長を置くこととし、農業振興事務所振興課長がこれに当たるものとする。
- (3) 協議会に副会長を置くこととし、中央農業改良普及センター所長がこれに当たるものとする。副会長は、会長に急務等が発生した場合、会長の職務を代行するものとする。

第3 所掌事項

協議会は、都市農業経営パワーアップ事業（以下「事業」という。）が円滑かつ適正に推進できるよう事業の事前の精査や事後の評価を行うものとし、所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 実施要綱第 7 の 1 の「都市農業経営パワーアップ事業実施計画書」に関すること。
- (2) 事業実績の評価及び改善指導に関すること。
- (3) 実施要綱第 9 の「他の計画・施策」との調整に関すること。
- (4) その他、都市農業経営パワーアップ事業の推進指導に関すること。

第4 招集

協議会は、会長が必要に応じて招集し、会務を処理する。

第5 協議会の成立要件

協議会は委員の 1/2 の出席をもって成立する。協議会の委員は、協議会を欠席する場合、委任状を提出するものとする。

第6 庶務

協議会の庶務は、農業振興事務所振興課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

都市農業経営パワーアップ事業推進協議会委員

【所属職】

別記

産業労働局 農業振興事務所 振興課長（会長）

〃 〃 中央農業改良普及センター所長（副会長）

〃 〃 西多摩農業改良普及センター所長

〃 〃 南多摩農業改良普及センター所長

東京都農業会議 業務部長

東京都農業協同組合中央会 営農農政部長

公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業振興課長

〃 農林総合研究センター 副所長

〃 農林総合研究センター 副参事研究員

区市町産業関係所管課長の代表

経営コンサルタント等の専門家

消費者代表

【事務局】

産業労働局 農業振興事務所 振興課 生産振興係

〃 農林水産部 農業振興課 農業振興係